

民生文教常任委員会

令和3年7月13日（火曜日）

開会 午前 9時57分

閉会 午後 0時04分

I. 調査事項

◎学校教育課

- ・尾白内小学校、駒ヶ岳小学校、森幼稚園の耐震診断について
- ・ICT教育の現状について

◎社会教育課

- ・森町史跡鷺ノ木遺跡整備委員会の進捗状況について

○出席委員（8名）

1番 菊地康博君	4番 高橋邦雄君
5番 伊藤昇君	7番 堀合哲哉君
11番 檀上美緒子君	12番 木村俊広君
13番 久保友子君	14番 松田兼宗君

○欠席委員（0名）

○出席説明員

副町長	長瀬賢一君
教育長	増川正志君
学校教育課長	萩野友章君
学校教育課長補佐兼 総務係長	河野淳君
学校教育課 学校教育係長	小杉和弥君
社会教育課長	須藤智裕君
社会教育課 文化財保護係長	高橋毅君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田桐克幸君
次長兼 議事係長 庶務係長	奥山太崇君

◎開会・開議の宣告

○委員長（木村俊広君） 定刻より少々早いのですけれども、全員そろいましたので、ただいまの出席委員数は8名、定足数に達しましたので、民生文教常任委員会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎調査事項

○委員長（木村俊広君） 初めに、学校教育関係の調査事項を行います。

まず、尾白内小学校、駒ヶ岳小学校、森幼稚園の耐震診断についてを議題とします。

萩野学校教育課長より資料説明を求めます。

○学校教育課長（萩野友章君） それでは、尾白内小学校、駒ヶ岳小学校、森幼稚園の耐震診断についてご説明いたします。

資料の2枚目をお開き願います。公立学校施設は、原則として昭和56年度以前に建設された全ての施設について耐震診断もしくは耐力度調査を実施し、その結果を公表した上で補強工事などを行わなければなりません。主に危険改築や解体を念頭に置いた場合は耐力度調査を、耐震補強を念頭に置いた場合は第二次診断以上の耐震診断を実施するものであります。

尾白内小学校耐震診断の経過については、令和3年3月12日に令和3年度第1回森町議会3月会議において尾白内小学校校舎・屋体診断業務委託を削除する修正予算が議決されたところであり、令和3年5月7日には尾白内小学校のPTA役員会において予算が修正された経緯及び事業の内容について説明、聞き取りを行ったところであり、5月21日には尾白内小学校の保護者向け説明会を実施する予定でありましたが、緊急事態宣言が発令されたことにより中止としたところでありました。6月30日には尾白内町内会より尾白内小学校の耐震診断の早期実施の要望書が町に提出されたところであり、5月に予定していた保護者説明会が中止となったことから、7月9日には尾白内小学校の保護者及び尾白内小学校の通学区域に該当する未就学児の保護者に対して事業説明会及びアンケート調査を行い、アンケート調査については7月26日を締切りとし、保護者の意見を集約しているところであり、意見集約後耐震診断の実施について判断したいと考えます。

次に、駒ヶ岳小学校校舎・屋体耐力度調査業務委託についてご説明いたします。駒ヶ岳小学校については、建設から相当年数が経過していること及び複数の構造で構成されているため、補強工事では弱い構造体に負荷がかかり、全体の耐力度の向上が見込めないことから耐力度調査を実施するものであります。当該業務の入札は終了し、発注済みであります。業務期間は、令和3年5月27日から令和4年2月25日までで、契約金額は547万8,000円、受託者は株式会社二本柳慶一建築研究所でございます。今後現地調査等を行い、耐力度調査を実施し、結果等が分かりましたらPTA及び地域の方に説明をし、今後の学校の

在り方について検討するものでございます。

次に、森幼稚園耐震診断業務委託についてご説明いたします。森幼稚園については、施設について補助事業における財産処分期間が経過しておりますが、構造が1階建ての鉄骨造であり、耐力度判定基準が4,500点以下となる見込みが低いことから、耐震診断を実施するものであります。当該業務の入札は終了し、発注済みであります。業務期間は、令和3年6月4日から令和4年2月25日までで、契約金額は207万9,000円、受託者は株式会社北洋設備設計事務所でございます。今後の現地調査等を行い、耐震診断調査を実施し、結果等が分かりましたら保護者の皆様に調査結果を説明いたします。調査結果等を踏まえた上で、今後の施設の在り方について検討を進めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（木村俊広君） ただいまの説明についての質疑ございますでしょうか。

○委員（檀上美緒子君） まず、1点なのですけれども、駒ヶ岳の耐力度診断の契約金と幼稚園の耐震診断の契約金が倍近く違うのですけれども、駒ヶ岳は耐力度調査、幼稚園が耐震診断ということなのですけれども、それによってこんなにも大きく違うものなのかどうかということが1点です。

それと、今尾白内の部分については、アンケートを取られているということなのですけれども、その集約の結果を受けて、改めてPTAの皆さんとの懇談とか意見聴取みたいなのを考えているのかどうかというのが2点目です。

それと、3点目なのですけれども、駒ヶ岳、森幼稚園について結果が出てから父母との今後の見通しについて相談をするというような説明だったのですけれども、今回保育、幼児教育の施設整備基金が設置されて、計画を進めていくというふうなことが6月議会で決まったわけなのですけれども、それとの関わりで方向性をやっぱり町としてきちんとある程度持つべきではないかなと思うのですけれども、その辺り、とりわけ幼稚園の部分なのですけれども、建設基金を立ち上げたこととの今後の話合いとの関連性というか、その辺りどのように考えているのかということで、3点お願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、1点目の駒ヶ岳小学校と森幼稚園の金額の違いでございますが、こちらにつきましては業務の内容等も違いますけれども、基本的に入札執行しておりますので、入札率、要は入札のパーセントがそれぞれ違いますので、金額等に跳ね返っております。

2点目の尾白内小学校のアンケート取ってからPTAと懇談等を含めてやるのかというご質問ですけれども、こちらにつきましては今アンケートを集約しておりますので、集約後PTAとか地域の方と意見を交換したいと思っております。

3点目です。森幼稚園、駒ヶ岳小学校もそうですけれども、今後についての方向性ということで、幼稚園につきましては検討チームを今現在立ち上げておりますので、そちらのほうの部分と協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（檀上美緒子君） それで、特に3点目のところなのですけれども、幼稚園だけではなくて、保育所も連携というか、両方の基金の立ち上げですので、幼稚園だけではなくて、保育所も一緒にどうするかというあたりを考えていかなければならないかなと思うのですけれども、その辺りどうなのかなということなのです。

それと、長寿命化計画の中で適正化の部分に触れている文言が結構あるのです。小学校の部分でいくと、例えば適正化の27ページなのですけれども、森町の公共施設と総合管理計画というのが2—2—2というところにあるのですけれども、学校教育系施設のところの個別基本計画の中で、将来の児童生徒数の予測を鑑み、地域の実情及び町の将来計画に合わせた学校規模の適正化を検討します。適正化により廃止となる施設の有効活用を検討しますというようなことだとか、47ページの学校施設等長寿命化計画の基本的な方針の中で、学校施設の適正配置と有効活用の検討というところにも将来の児童生徒数の見通しに基づき、保護者や住民等との対話の下、適切な施設規模と配置を検討するとかというのが結構いろいろ適正化を進めていくというような文言が出てくるのです。それを進める上で地域の住民や父母の皆さんの意見をきちんと聞いた上でという、その合意形成を図った上で進めていくということはあるのですけれども、今現在学校の規模や配置の適正化というあたりについて、特に尾白内、駒ヶ岳関連について考えていることあればお聞かせ願いたいのですが。

○副町長（長瀬賢一君） 保育施設との関わりというところで私のほうからお答えさせていただきますけれども、先ほど課長答弁したとおり、今現在検討チームの中で協議が進められているというところがございます。保育施設の整備計画について今つくっているところがございます。それについては、もう少しでまとまるというところがございますので、ここは近いうちといいますか、なるべく早い段階で町の保育施設の方向性を議員の皆様にご提案をしたいというふうに考えておりますので、ここでの答弁は差し控えていただきまして、そのときに改めて資料を基にご説明をしたいというふうに考えておりますので、どうぞご了承願いたいと思います。

○教育長（増川正志君） 2点目の適正化、学校規模のことですけれども、これもこれまでの議会において繰り返しご説明させていただいておりますけれども、まず委員がおっしゃった森町公共施設等総合管理計画の基本的な方針を今委員はおっしゃったのだと思いますけれども、それを受けて森町学校施設長寿命化計画においてより具体的に学校の規模や適正化は、今後の児童生徒数の見込みや学校規模ごとの特色などを踏まえた上で学校関係者、保護者、地域の方と協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていくという具体的な方向性を見いだしておりますので、先ほど課長からも説明あったとおり、調査結果を基に協議を進めて方向性を探っていくということになると思います。

以上です。

○委員（檀上美緒子君） 副町長の答弁の確認なのですけれども、ということはある程度方向性はきちんと今つくり上げる途中であるということは確認できるということですね。

それと、さっきの1点目で聞いた契約金の部分なのですが、耐力度調査と耐震診断の中身が違うからということはあるのだけれども、それにしても倍も違うというのが、そんなに違う検査なのかなというのがちょっとやっぱり納得いかないという感じなのですが、かなり検査自体も違う中身なのですか、幼稚園と駒ヶ岳の耐震診断並びに耐力度診断というのは。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、調査の概要につきましては、基本的には耐力度調査と耐震診断は調査項目としては違いますけれども、金額の違いにつきましては、入札を行っておりますので、こちらにつきましては一般競争入札で行っておりますので、公表しております。実際の結果としましては、駒ヶ岳小学校の耐力度調査につきましては落札率で72%、森幼稚園の耐震診断につきましては落札率は34%でございます。その辺で予算額に対して契約金額が低くなっているということでございます。

以上です。

○委員（高橋邦雄君） 前段の説明の中で、原則として昭和56年度以前に建設された全ての施設について耐震診断もしくは耐力度調査を実施し、その結果を公表した上で補強工事などを行わなければなりませんと説明文で書いてあるのですが、この結果を公表することは、国か道から公表しなければならないこととなっていると理解してもよろしいですか。

それとあと、もう一点です。檀上委員の答弁の中にもありましたけれども、整備計画は地域の要望を聞き取り、それに沿って話し合いの中を行わなければならない。今尾白内小学校の耐震診断調査については、地域の要望書も町内会から出ているということなのですが、これを町内会の意思としては調査をすぐにでも早急にやってほしいというような意向で理解してよろしいですか。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、耐震の調査の結果につきましては、国からのご指摘で公表しなければいけない事項となっております。

2点目の部分につきましては、町内会の要望ということで、こちらにつきましても町内会からは耐震診断を早急にやっていただきたいという要望内容となっております。

以上です。

○委員（高橋邦雄君） 今第1点目ですけれども、公表しなければならないと。道内でもかなり実態的には公共施設は進んでいると思うのですが、例えば2回とも予算が通らなかったという部分もあるのですが、これは極端な話でいったらペナルティー的なものは実情あるのですか。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

今の段階でペナルティーということはありませんけれども、ただ国からは強い要請が町に対して来ているのは事実でございます。また、今後、今までの議会でも説明させていた

だいていますけれども、ほかの学校施設の改修工事を行う場合、補助金などを使う場合にはそれなり制約がかかりますので、町として耐震化が完了していない場合にはその辺が影響してくると思います。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 私のほうからちょっと。まず、今の質疑の中の話が地域の声を聞くという話があるのですが、これ尾白内町内会だけですよ。東森、港町に関しては外していることになっているのだけれども、そのことというのはどうしてそうなのか。学区が関係ないということなのか、どう判断しているのか、まず1点目それを聞きたいのと、その地域の声を優先するのか、それとも町レベルの全体の、森町の町政自体を考慮した財政も含めて考えた議会の判断、どちらを優先するのか。どうも今の話聞いていると、町内会の話、町内会というか、PTAの話ですよ。その辺の話の食い違いというか、どういうふうな優先順位をつけてやろうとしているのか、その辺まずお聞きします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、1点目の町内会とか地域の声も含めて、保護者もそうですけれども、どのような形で進めるかという部分だと思うのですが、一応先ほども説明させていただきましたけれども、保護者のほうにはアンケートを実施しており、町内会からは、尾白内町内会ですけれども、要望書が提出されております。それらも総合的に考えた上で対応はしなければいけないと思うのですが、まずアンケートの結果を基にどのような考えを持っているか、その辺を集約した上で今後の対応を考えていきたいと思っています。

2点目の部分で町政、財政的な部分も含めて、どちらを優先するのかというご質問ですけれども、こちらにつきましては先ほども説明させていただきましたけれども、アンケート結果を基にどのような形で進めていくべきか検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員（松田兼宗君） そしたら、このアンケート結果次第ということになるのだろうか。そしたら、PTAの声が優先だということになるのです、今の言い方だと。それに基づいてどうするかの方角性をつけていくのだという話の理解でいいのか。さらに、そしたら尾白内町内会からいろんな要望が上がったとすれば、ほかの2つの町内会から要望が上がったとしたらどう対処するのですか。その辺どういうふうに考えているのか。なぜこういう話をするかという、森町の場合いかに小学校を造って、休校なり、廃校なりをしている町はないのではないかと私は思うわけです。失敗をして、それが財政負担になっているのではないですか。姫川、石倉、石谷ですか、そして今濁川小学校も休校にしようとしているのです。比較的ほとんど新しい学校です。なのに、ここで尾白内小学校の問題がなぜここまで問題になるかという、教育委員会自体が非常に中学校の統合のときにもめたことに対して、すごくその教訓というか、そういうことをまた繰り返したくないという気が多過ぎるのではないですか。特別扱いしているようにしか思えないのです、尾白内小学校に対して。だから、そういうことあるから、余計こういう動きになっているのかというふう

に私感じるわけです。町全体の学校の配置計画とか統廃合計画を考えたら、当然その対象になる学校になりますよね。子供の数いないわけですから。ただ、それを優先するのですかと、地域が。それとも、町全体のことを考えた場合のことを優先するのか。何でもかんでも地域の声のままを聞いているのでは財政もたないではないですか、このままでいったら。その話を言っているのです。

○教育長（増川正志君） 幾つかあるのですけれども、まずPTAの声を優先ということには考えておりません。3月議会において幅広く保護者の意見を聞いてほしいという意見がありましたので、今保護者の意見を集約しているところでありまして、先ほど同僚委員の質問にもお答えしましたが、学校の規模や適正化は云々して合意形成を図った上で進めていくということが基本方針でありますので、地域の声、保護者の声、また議会の声も含めて、それを総合して合意形成を行っていくということが基本的なことになるかというふうにして思っております。

それと、尾白内小学校を特別扱いとかは全く考えておりません。ただ、やらなければならない調査、それを踏まえて公表して、次の尾白内小学校の方向性を見いだすということは、これは当然のことでありまして、前回松田委員と小学校の学校規模の適正化の中においても委員ご自身が小規模校は存続させていくと、そういった意義もあるのだということもおっしゃってございました。私も踏まえて、小規模校は小規模校なりに教育のよさがありますので、そういったことを充実させていきたいと。そういった意味でも、これまでも何回も申し述べておりますけれども、できる限り地域にある学校は存続させていきたいという方針は変わっておりませんので、ぜひその辺は、尾白内小学校だけ特別などと全く考えておりません。ただ、手をつけなければなりませんので、そういった意味で私どもは議会で出された意見を基にPTAの声を今聞いて、それも参考にして方向性を見いだしたい、判断したいという今途中段階でありますので、ご理解いただければと思います。

○委員（松田兼宗君） どうも話聞いていると、小規模がどうのこうの話をしているのではなくて、それは教育委員会が、教育長が森の小学校の配置をどうするのか、言いましたよね、未来予想図を描いているのかと。全然描いていないではないですか。その上でその問題が出てくるわけです。その中で森の町は小規模校が必要だという話なんて何も言っていないです、教育長の言葉からは。ただ周りの意見を聞いて、話を進めていくということしか言っていないけれども、特に尾白内に関しては特別だという、何でそう思うかという、関わっているほかの2つの町内会には何にも一つもないのです。特別扱いしているのではないですか、実際。尾白内町内会、尾白内地域に対して。そういった事実があるのに、そしたらなぜそれ自体を特別扱いしていないということになってしまうのですか、今の話だとすると。言っていることとやっていること全然違うわけです。

それで、もう一点は、私一般質問6月にやっていますけれども、その中で教育長の答弁の中でいかに子供たちの安心、安全を考えていないかということが明らかになったと私思っています。その中でどういうことを言ったかという、森小学校に運んで授業をやるべ

きだという質問に対して、北海道教育委員会ではどう詰めていくのかとか、教職員の人数、人事配置、学級編制だとかいろいろな問題があるので、できないと言ったのです。子供たちの安心、安全が優先ではないのです。言っているその理由は、こういう問題があるからできないと言ったのです。その辺はどういうふうに考えているのですか。

○教育長（増川正志君） これも何回も繰り返し述べているのですけれども、学校規模の適正化等については、合意形成を図った上で進めていきたいというふうにして考えておりますし、これまでも何度も述べてきていますけれども……

（「合意形成図ろうとしていないじゃないですか。反対している中でやっているじゃないですか。どこが合意形成なんですか」の声あり）

○委員長（木村俊広君） 松田委員、途中で発言しないように。

○教育長（増川正志君） 続けていいですか。

学校規模や適正化については、合意形成を図った上で進めていくというふうにして話しておりますし、私も先ほどから何回も述べておりますけれども、できる限り地域にある学校は存続していきたいというふうにして、これは教育委員会の方針でもありますし、町の方針でもあります。そういった意味で適切に配置をしているものというふうにして話しておりますし、委員おっしゃったように尾白内町内会だけ特別扱いというのですけれども、そうではなくて、まだまだ尾白内小学校の通学区域には字尾白内町、そして新川、港町、白川、栄も入っているわけです。そこは自由選択通学区域になっておりますので、今進めているPTAのアンケート等を見まして、その結果保護者がまず選択するものですから、そういった保護者の方々がこの尾白内小学校の方向性についてどう考えているのかまず見た上で、その上で自由選択通学区域の町内会の皆さんに必要であれば意見を伺いたいという方向性を持っているところであります。

2点目、子供の安全、安心を全く考えていないというのですけれども、それは少し言葉が荒いではないのでしょうか。私どもとしては、まず見た目では分からない、建築年数では分からない、確かに老朽化している尾白内小学校をきちんと診断してみて、その調査の結果を基に方向性を見いだすというふうにして話しております。森小のことについては、今すぐというふうにして私も断っているはずですが、今すぐにスクールバス等を出して森小学校に尾白内の小学校の子供たちを運ぶ、編制するということは、全くそれは今すぐできる話ではありません。地域との合意形成、保護者との合意形成、または森小学校の受入れ態勢、そういったことも含めて道教委対応、様々に問題出てきますので、そういった意味で私はすぐにできないというふうにして申し上げておりますし、子供の安全、安心は私は喫緊の課題として十分に危機感を持って考えているところであります。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 今の話だと、そしたら災害時は対応できないではないですか。災害発生してから、そしたら道教委とか確認するのですか。おかしいですね。今こそ緊急事態なのではないですか。安全かどうか分からないわけでしょう、建物が。その辺どう考

えているのでしょうか。

それと、確認したいのですが、今の話の合意形成、最初の議会に提出して否決されたことでもう2年経過しているわけです。その後一切全然何も教育委員会は最初の否決された修正案が出されたときに1年間何にもやっていないですよ。今回2回目に否決されて初めて動き始めているのです。それなぜなのですか。今回幾らコロナの問題があったとしても、森小学校の生徒数は40人です。40人の生徒、PTA、36かな、世帯数からいうと。とすれば、その36や40の意見を集約するのになぜここまで時間かかるのですか。全てコロナのせいにしていただけなのではないかと私思うわけです。今回のこの委員会にしても本来であれば、委員長も多分考えていたと思うのですが、アンケートの結果が出た上でこの委員会を私するものだと思っていました。全然そういった段階には進んでいないです。だから、どうしても教育委員会の動きの鈍さが目立つと感じざるを得ないのですが、今後まだこの問題というのが結果が出た後いろんな形で検討するという話を言っているわけですから、どういう対応をしていくのか。それに議会側に対して今後説明して行って、こういう委員会を随時開いていかざるを得ないと私思うわけですが、委員長の考えもおありでしょうけれども、その辺教育長どうお考えですか。

○教育長（増川正志君） お答えします。

災害対応していないということではなくて、耐震力があるのかどうかを今調査したいのです。その調査結果を基に今方向性を見いだしているところなのです。ぜひこれはご理解願いたいと思います。

それから、1年間何もしていないというふうにしておっしゃっていますけれども……

（「2年ですよ」の声あり）

○教育長（増川正志君） 1年間とおっしゃいましたよ。何もやっていないと言いますけれども、十分動いて、学校運営協議会から要望書を提出させていただきました。これも繰り返しになりますけれども、PTAのご意見も伺いました。緊急事態宣言によって広く保護者を集めれない状況についても説明いたしました。そんな中で、一定の責任と権限のあるPTA役員がこれを総意だというふうにしておっしゃってくれたので、それを基にPTAの意見だというふうにして私ども判断いたしました。それが何も動いていないという評価になるのは、私としては本当に胸が痛いです。PTAの役員の方々に申し訳ないです。

それと、アンケートについてですけれども、今回も残念ながら先ほど経緯ありましたように学校が新年度になって、すわ緊急事態が発令されて、保護者の集まりもなくなりました。運動会も延期になりました。そういった前段でお話ししようと考えていたときも、私どもが緊急事態宣言中に新たに保護者を参集することについては、これはとてもではないけれども、できることではありません。そういった保護者の方の日程等も踏まえながら、十分日程を議論しながら、今回の7月9日の保護者への説明、アンケート調査になりました。ただ単に保護者の方にアンケート調査を実施したならば、これまでの経緯、私どもの考えも十分伝わらなく、誤解される、また違った方向になれば困るということで、

十分これまでの経緯、そして私どもの耐震調査に係る事業についての説明を行った上で、保護者に理解していただいた上でアンケート調査を実施したいというふうにして私ども考えて進めておりました。その間確かにもどかしい時間の歩みでありますけれども、決してコロナのことを言い訳にしているわけでもありません。私どもじくじたる思いなのですけれども、時間が進まないことも。早く調査したい、そういったことも考えております。

また、今後の対応についてですけれども、アンケートが集約されたときには町長部局等ともう一度十分今後の対応について調整を図りながら、どういった対応が望ましいのか検討していきたいというふうにして考えております。

以上です。

○委員（堀合哲哉君） ちょっとお聞きしたいことが。学校の耐震診断をするのにPTAの意見聞かないと耐震診断できないのだとか、こういう考え方って私どこから出のかさっぱり分からない。これは国が定めて、その基準を設定して、全国津々浦々の学校に診断してくださいよと。大地震起きて建物が倒壊したら、一番被害被るのは小さなお子さんたちです。それをなくしたいということで始めたのでしょうか。何で議会で、私も議員で当事者の一人ですけれども、何でこの問題で否決されるのか。この問題と尾白内小学校を移設して違う場所に新築校舎建てるとか、あるいはそういうお金は使わないで森小学校にみんな移しましょうとか、それは一段置いてその先の話なのです。尾白内地域にある小学校をなくすというのには通っている父母の声、地域の声、私は十分聞いたほうが良いと思う、それは。今の耐震診断で地域の声を聞かなければ診断できないなんていうのは一体何なのですかと。森の行政というのは、では今後も一つ一つ行政でやることを住民に諮ってからやるのですか。いいですか。耐震診断で町民の意見必要なのだ。そしたら、例えば漁協で新しい建物建ちました。では、漁協に属していない町民の人たちは、ああいう新しい建物必要なのか、ないのか、全部に聞くのですか、これ。違うと思うのです。ですから、そういう地域の要望とうまくマッチしながら進める。でも、耐震診断なんていうのは、そもそも最初から地域の声聞きなさいとかなんとかというレベルの話ではないと、私はそう思います。ですから、そういう方向で、一切聞くななんていうのは失礼な話で、そうは申しませんが、何かそこに重きを置いて、実際は学校の改築、あるいは学校のあそこから尾白内小学校をなくすのだという話に発展していくから話がおかしくなるのです。だから、教育長がおっしゃっているとおり、その部分はこれからの話だと言っているでしょう。だから、これからの話をここでやって、耐震診断に結びつける論議というのは、私はやめるべきです。いつまでたっても平行線、限りなく。国からもぜひやってください。鈴木知事からもやってください。住民からもぜひやってください。地域の声もそう上がってきているのです。それを議会が受け付けないということをやめるのですかということ。私はそうではないと思っているので、ぜひ挫折しないで頑張っていただきたいと思うのですが、この次かかったら反対した議員の皆さんも私賛成してくれると思います。大体理由がなくなる。ですから、教育長、学校教育課長を含めて、やっぱり丁寧な答え方をしてい

ただければみんな納得するのではないかなと私は思いますので、よろしくお願ひしたいと。委員長、ごめんね、質問だか質問でない話して申し訳ありません。

○教育長（増川正志君） お答えいたします。

国の方針においてもまずは耐震診断を実施して、その結果を公表して、地域住民と話し合っていくというのがもともとの方針でありました。委員のおっしゃるとおりの方向性であるというふうにして考えておりました。そういった意味で、私ども行政の責任として昨年度の3月会議において耐震診断予算を計上したところでありますけれども、いろんなご意見で修正されて、今その修正案に沿って進めております。また、委員おっしゃるように今後とも丁寧に説明して、何とか前に進めていきたいというふうにして考えておりますので、議員の皆様にもぜひご理解を願ひたいというふうにして考えております。

以上であります。

○委員（堀合哲哉君） もう一点だけ違うこと。耐震診断とかそれを専門にやられる業者さんいらっしゃると思うのですが、これ診断始まってから相当年数たっております。資格も必要だと思うのですが、森町の業者でこういう資格を取っていらっしゃるというのはないのでしょうか。それ1点お聞かせいただきたい。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

町内の業者では耐震診断を実施できる業者はございません。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 同僚委員のほうからも質問はされていたのですけれども、2点ばかり。まず、以前の資料で北海道の教育委員会の教育長さんからの文書がありまして、先ほど学校施設の耐震化しない場合、ほかの学校施設の補助は受けられないのだというような文章がありまして、それに関しては今回はなかったよというお話なのですが、これを基に令和3年度の事業、予算、それを諦めたとかそういうような事業があるのかどうか、これを基にして。実際に申請した場合に本当に補助が採択されないのかどうかというのが1点です。

それから、もう一点なのですが、先ほど幼稚園の入札の執行率が34%だと。予算が600万で200万なのです。尾白内の耐震診断が5,000万で、2年間同じなのですが、執行率を考えますと、幼稚園と全く違うのでしょうかけれども、34%なのです、今回は。予算を上げてくるのに2年間同じ予算なわけです。ということは、この内容の精査というか、設計段階の見積りというか、その辺りの考え方というのはいかがなものかなというふうに思いまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、道教委からの通知文とかいろいろございますけれども、補助事業に関しては確かに耐震診断を実施しなければ補助がつかないということは国からも道からも指摘されております。令和3年度においてそういうことを踏まえて事業を断念したかということもあると思うのですが、そちらの部分に関してはございません。実際今森中学校も設計と

かやっていますけれども、本工事を実施する年度で実際どうなっているのかということをお判断されますので、基本的には今の段階では設計段階ではそういうことは影響ないというふうに考えております。ただ、実際委員ご指摘のとおり、今後補助事業を実施する際には耐震化の部分に関して影響は必ずあると思いますし、国からも道からもこの辺は今後採択に影響しますということは言われていますので、少なからず事業を今後行う場合には影響すると思っております。

2点目です。5,000万の予算についての設計段階の根拠ということなのですが、こちらにつきましても毎年各業者から見積り徴取った上で設計を行っています。2年前も昨年度もそうなのですが、基本的には設計は大きく変わっておりません。見積りも徴取しておりますけれども、大きく変わっておりません。そういうこともありまして、設計担当課である建設課と協議しながら対応はしておりますけれども、基本的に大きく下がるものだとは思っておりません。なので、実際うちのほうで2年前に5,000万だから、今年5,000万でとかということではなくて、必ず業者のほうから最新の見積りを徴取した上で設計をたたいておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） もう一点だけ、先ほどの補助の関係なのですが、森町についてはそういうことはないのだということなのですが、これって総務政策局の施設課施設助成係と、国で出しているのです、文書を。それが北海道から来ているのだということなのですが、全国的にそういうことというのはあったのでしょうか。この補助が採択されないと、令和3年度に。北海道にもそういう事例があるのかどうか分かりませんが、その辺りというのを何かつかんでいたら教えていただければと思います。

それから、もう一つなのですが、先ほどの委託の予算なのですが、人件費についても部材にしてもいろいろな部分で毎年変わっていると思うのです。いろんな工事というか、委託にしても、いろんなことにつきまして同じ単価だというふうにはなかなか考えづらいのですが、それを毎年2年間同じだったというのは、その辺りがちょっと。担当課と協議しながら決めたということですから、それは適正にやられていることだと思うのですが、何となくちょっと考えづらいかなというふうに、いろんな工事につきましても北海道単価でも何でも毎年変わってきていますから、その辺りの考え方どうだったのかなと思ひまして、教えていただければと思います。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

令和2年度の例になりますけれども、道教委のほうにうちのほうでも耐震診断とかやっついていなくて補助に影響するかという部分を聞いたことがあります。うちの町以外でもそういうところがあるのかという部分につきましては、実際事例としてはあるということでは聞いております。

2点目の先ほどからご質問いただいております設計の考え方なのですが、確かに人件費とか、部材の部分も含めて毎年いろいろ変わったりはするのですが、この辺に関し

ても本当に精度の問題になると思うのですが、例えば100万、200万下がったら、その分予算も下げてということにはなると思うのですが、どうしても設計担当課のほうからこの予算でやっていただきたいという部分でうちのほうも指摘を受けますので、その部分で指示を受けた段階でうちも予算計上しているという状況でございます。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 先ほど私がちょっと思ったのが幼稚園で34%だと、執行率が。あまりにも低いのではないかなと、予算と。考えますと、5,000万が2年間いろいろやって適正な予算計上をしているのだということというのはなかなか理解しづらいのかなと。1,000万でも500万でも少なくなるのが普通なのかなとも思うのですが、担当課といろいろありますから、教育委員会だけで決められませんので、それはそれで分かりますけれども、何かちょっと変わってもいいのかなという気はしましたので、もし答弁あればいいのですが、答弁なければそれはそれでいいです。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

今委員からご指摘あったように、確かにいろいろな部分で予算とかというのは変化かかると思えます。うちのほうの考え方というのも実際ありまして、耐震診断を実施する際に、今尾白内小学校では以前からご説明しているように構造図がないため、全箇所を調査しなければいけないと。それをもって第三者委員会に諮って判定を受けるという流れになっているのですが、これは担当課の考えなので、設計課とちょっと食い違う部分もあるのですが、担当課とすれば例えば見積りをもっている業者の中では全箇所ではなくても8割とか9割とかの部分だけで調査を済ませて、それを基に対応できるのではないかなという業者もありますし、必ず全箇所調査しなければいけないという業者もありまして、いろいろな業者が実際あります。ただ、先ほどご説明したように第三者委員会の調査をくぐらなければいけませんので、例えば7割とか8割の調査だけで済ませて、第三者委員会から全箇所やってくださいということになれば、それはまた予算が割高になってしまいますので、うちのほうとしては全箇所を最初から見込んで予算計上をしているところでございます。

以上です。

○委員長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（木村俊広君） なければ、尾白内小学校、駒ヶ岳小学校、森幼稚園の耐震診断についてを終わります。

11時まで暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○委員長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、ICT教育の現状についてを議題とします。

萩野学校教育課長より資料説明を求めます。

○学校教育課長（萩野友章君） それでは、ICT教育の現状についてご説明いたします。

資料の3枚目をお開き願います。ICT教育の目的としましては、小学校及び中学校の学習指導要領が改訂となり、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが目的とされております。さらに、学習指導要領ではコンピューターでの文字入力などの情報手段の基本的な操作を習得する学習活動を充実することについて明示されており、子供や学校などの実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて教材、教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることを目的としております。

次に、町内の各小中学校の整備状況につきましては、令和2年度においては全ての児童生徒及び教職員に対しタブレット端末、アイパッドを整備し、併せて学校内の無線LAN整備を行っております。また、各学校の全ての普通教室へプロジェクター、書画カメラ、マグネットスクリーンを整備しております。令和3年度においては、デジタル教科書実証事業として小学校3校、中学校2校の全ての児童生徒及び担当教員に算数及び数学のデジタル教科書を整備しております。

教員の研修状況につきましては、タブレット端末応用研修会、遠隔授業支援のためのZoom研修会、教員向けデジタル教科書使い方研修会を実施したところであります。

町内の各小中学校の活用状況につきましては、様々な活用をしているところであり、一例としまして資料に記載しておりますが、全教科において教科書に掲載されているQRコードを読み取り、デジタル教材としての活用やインターネットを利用した調べ学習への活用をしております。国語科、算数科については、漢字練習及び計算練習の活用、理科についてはカメラ機能を使用して観察記録として活用をしております。また、体育科では動画撮影によるフォームの確認やダンス授業での動画視聴への活用、美術科ではアプリを利用して配色などの実習として活用しており、全学校において端末の持ち帰りを行い、家庭学習への活用をしているところであります。デジタル教科書の活用については、資料右側の上段の写真のように児童生徒がそれぞれの端末で課題を取り組んだり、その下段の写真のようにアイパッドの画像をプロジェクターでデジタル教科書を投影して、児童生徒へ操作や課題の説明を行ったりして活用をしております。

今後の課題といたしましては、子供たちの情報活用能力の向上、タブレット端末等を用いて授業を展開する教員のスキルアップ、情報モラル教育の推進が挙げられます。現在各学校で研修を行い、様々な活用を進めているところでありますが、今年度森町教育水準向上対策協議会の学校教育部においてICT教育推進部会を立ち上げ、ICT機器の有効利用について各学校の取組を共有化し、情報活用能力の育成について調査研究に取り組むと

ともに、小中一貫教育の観点から小学1年生から中学3年生までの9年間の学習の中でタブレット端末などのICT機器をどのように生かしていくか調査研究を進めていくところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○委員（檀上美緒子君） 全ての児童に対してタブレット端末を整備しているということなのですが、個別にそれを操作する段階で学担だけでは指導し切れない部分があるかと思うのですが、実際の指導現場でというのは、例えば支援員の先生が入るとか、またはフリーの先生に入ってもらうとかという、そういうような学校の中での教員の配置みたいなというのは工夫されているものなのかどうかという、実態としてその指導に当たっての手だてというか、工夫されていることがあればお願いしたい。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

今言われたような話なのですが、基本的には教員1名で、写真の下段にもあるようにスクリーンに投影して操作を説明しながら対応しているというのが現状なのですが、例えばサブで入っている先生とか、そういう先生の協力も得ながら対応している状況でございます。

以上です。

○委員（檀上美緒子君） ある程度学年が上になれば担任1人でも可能性はあるかと思うのですが、特に1年生の場合なんていうのは本当に大変な状況かなと思うのですが、そういう場合もやっぱり基本は学担1人という形でこれは導入されているということなのですか。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

基本的には担任1人で対応しているところでございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 何点かお聞きしたいのですが、まず各家庭に持ち帰りを認めているのですが、そのときの家庭での活用方法についてどういう指導がなされているのかです。持ち帰ったら落として壊すという可能性もあるし、注意事項とかいろいろあるのだと思います。さらにそれに加えて、これを見ているとQRコードを読み取ってという、それもうちでもできるようにはなっているのだと思うのですが、その辺どういうふうになっているのだと思います。

それと、ズームの研修会を行っているとかという形になっているのですが、実際問題としてコロナの影響で休みのことが多かったわけですが、実際にズームを使った形の遠隔授業というか、なされたのかどうか。もしやっていたとしたら、その効果というか、運用した場合の問題点がいろんな部分が出てきているのだと思うのですが、その辺がどうなっているのか。さらに、教員のスキル、ICTに対するスキルの問題があるのだと思います。その教員によって、スキルがある、ないによって相当な負担が出てきているのだと私は思

うわけですけれども、それに対する委員会としての対応というか、指導というか、そういうことがなされているのだというふうには書いているのですけれども、森町の先生方はほかと比べてどうなのでしょう。優れているというか、その学校に1人スキルある人がいると、教えてもらって広がっていくという可能性があるのだらうけれども、森町の場合は各学校どうなのでしょう。まず、その辺お願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、持ち帰りについての活用方法につきましては、教育委員会におきまして活用のガイドラインというのを設けています。基本的にはいろいろなルールを設けているのですけれども、例えば端末の使用時間は小学生なら午後9時までとか中学生なら10時までとか、いろいろな項目を定めて、保護者のほうに周知しております。持ち帰った場合の故障とかそういう部分に関しましても保護者から同意書を頂いております。基本的には学習以外では使わないよということで、ガイドラインに定めたもので同意しますということで同意書を頂いておりますので、そういう対応をしております。

2点目のズームの研修会ですけれども、遠隔授業につきましては最終的な目標として掲げておりますけれども、一応練習をしている学校はありますけれども、遠隔授業を実施したという学校は今のところはありません。その辺の部分に関しましても今各学校で先ほど言ったように練習も含めて対応のほうを進めております。今GIGAスクールに関しても始まったばかりです。先ほど委員からご指摘あったように教員のスキルの部分に関しましてもできる先生とできない先生というのも実際存在しますので、その辺も含めて各校で研修を行っている状況です。

3点目の今言われた教員のスキルの部分ですけれども、森町の各学校の状況につきましては、教育委員会として今いろいろな部分で確認はしておりますけれども、結構進んでいるほうだと思っています。他の町と比べては。一応先ほど各学校に1人詳しい先生がいれば、いろいろ伝わっていくのではないかとこの部分もありますけれども、その部分に関しましても先ほどご説明いたしました教対協の部分でICT部会を立ち上げていますので、そこで委員の方に入ってもらって、そこから各学校の研修につなげていってもらっているという状況でございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） いろんな形で行われていることは当然分かっているのですが、それでまず教員の人って相当負担感が強いのではないかとこのように思っているのです。そのために、今までにないことをプラスされていっているわけですから、とすればそれを軽減する対策というか、ほかの仕事を減らしていくとか、その辺のことの対応策というのはやられているのでしょうか。結局それが生徒のほうに影響が出てくるのだと私は思いますので、その辺何か対策が行われているとすればお願いします。

それと、持ち帰ってからの話だとは思いますが、インターネットの活用方法について、今の説明では時間を制限してやっているみたいなことは言っているのですが、それはチェ

ックできる仕組みというのはあるのかどうか。

それと、親の了承というか、もらって渡しているという話は言っているのですが、今お母さん、お父さん方の親御さんのパソコンの所有率というのはいかなる程度なのか把握しているのでしょうか。というのは、ある、ない、今ほとんどスマホを使っているのだと思いますけれども、それがタブレットを持ち帰ることによって親御さんがどの程度見てやれるかどうかというのも問題になってくるのだと私は思うのですが、その辺の所有率というか、利用率というのは把握しているのでしょうか。その辺お願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、教員の負担の部分の軽減策につきましては、具体的な部分はありませんけれども、先ほど活用の部分で少しお伝えしましたけれども、調べ学習とかそういう部分に関しては今までもやってきておりますので、そういうところから今順次進めておりますので、極端に今からゼロベースでやっているというわけではございませんので、教員のほうの負担というのはいくらもないというふうに考えております。

持ち帰ってからのインターネットの活用とかチェックできる仕組みという部分に関しては、基本的にはうちのほうで常にそれをチェックしているかという部分に関してはしておりません。父母のパソコンの所有率についても特別うちのほうでどのくらい所有して、利用しているかということは把握はしておりません。基本的にはGIGAスクール構想に関しては、児童生徒1人1台端末という事業ですので、保護者の部分で使うとか使わないとかという部分ではなくて、生徒一人一人が自宅に持ち帰って、学校から課題を与えられたりとかいろいろされておりますので、そういう部分も含めて子供たちがそれぞれ対応している部分であります。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 今の話聞いていると、そしたら子供に任せっきりという形ですよ。とすれば、親御さんが持っているか、持っていないかの差が出てくるわけです。見てやれない。分かっているならば見てやれますけれども、その問題が学校に持って帰ってきたときにその差が出てくるのだと私思うわけです。とすれば、どの程度その家庭が持っているか、スキルがある親御さんかどうかという問題があるか、ないかで全然差が出てくるのだと私思うのです。その辺把握すべきだと思います。

それと、持ち帰ってからの子供さんに任せているというのだけれども、子供同士の連携とか、やり取りというのは可能になっているのでしょうか。グループ学習とか、そういうことも含めてということになると思うのだけれども、そういうことのシステムとか、持っているのでしょうか、今のタブレットの場合。その辺お願いします。

○学校教育課長補佐兼総務係長（河野 淳君） 先ほどの課長の説明の補足も加えてお答えしたいと思います。

まず、1点目、子供たちが持ち帰ったときに操作とかできない場合に保護者とかができるかどうかというのに何か差があるのではないかという質問なのですが、基本的には低学

年も含めて、まず学校でアイパッドの操作をある程度できるまでは持ち帰りを一律にさせていないようにしております。まず、小学校低学年は、タブレットに慣れることが前提です。すぐを持ち帰らせるということではなくて、例えば文字の入力ですとかアプリの使い方ですとか、基本的なことを学校の授業の中でやって、ある程度自分で操作ができるという判断をした段階で持ち帰りをさせております。なので、1年生、2年生については、すぐに持ち帰りが始まるわけではなくて、学校での習熟をある程度終えてから学校のほうで持ち帰りをさせるかどうかというのを決めております。

あと、先ほどの課長のほうの説明の補足になるのですが、教員の対応策についてなのですけれども、先生についてもいろいろとできる先生とできない先生について差がございます。埋めるために質問にもいろいろ答えてはいるのですけれども、今情報のほうとチームスというツールを使いまして、例えば教員の質問などをうちの情報担当が技術的に回答できることについては、なるべくフランクに回答できるような仕組みを構築しております。制度的にうちのほうで決めなければならない部分と単純に機械の使い方とかでこうできないのだろうかという部分については、ある程度先生方が自由にこちらのほうに聞ける体制は今のところありますので、一応これについては学校のほうから結構好評をいただいております。

あと、持ち帰った後の制御できるのか、できないのかということにつきましては、学校の中ではクラスルームというアプリがありまして、Wi-Fiにつながっているときのみ子供たちの端末を制御できるようになっております。これにつきましては、例えば誰かの画面をみんな一斉に映すとか、アプリを使用させないようにするとかというのを同一Wi-Fi内で使う部分だけでは制御できております。ただ、これにつきましては、Wi-Fiが外れて自宅に持ち帰るとLTEになるのですけれども、外れた段階で制御ができなくなるようにしております。これは、うちのほうの考え方もあるのですけれども、アップル社のほうが個人の部分を尊重するというので、全てこちらのほうで制御はできないという仕様になっております。この後の使い方の部分につきましては、機械の機能で縛るというわけではなくて、約束、決まりでなるべく使い方について学校と子供たちの約束で運用していただきたいと思っております。一応縛ることはできるのですけれども、それについてこういうことをやってはいけないということをちゃんと学校のほうから子供たちに伝えることで運用していきたいと考えております。

また、ネットワークにつきましてはどこにいても必ずインターネットの変なところに行かないように設定しておりますので、例えば自宅に変なサイトに入ろうとしても、それはインターネット側に出る前にクラウドでそういう監視サーバーの中に一度入っておりますので、ほとんどの操作については危険なサイトに入って何かをするということとはできない状態にはなっております。

パソコンの所有率については調べておりませんが、先ほど説明したとおり、ある程度子供たちが習熟した状態で持ち帰りをさせるようにしていますので、今のところ保護者の方

から苦情が入っているということはありません。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 最後に1点、これだけ子供たちにスキルを持たせて持ち帰りをさせるということは、私個人的にはすごく、全国的にはそういうふうになっていくことになるのだろうけれども、家庭に情報端末が入っていくということなのだと思っているわけです。とすれば、それをどうやってそしたら行政なり、いろんな情報を提供していくのか。さらに、当然リテラシーというか、情報をうまくどういうふうを活用していくというか、力を身につけていくことになっていくのだと思っておりますけれども、その中で教育委員会の話ではないでしょうけれども、教育委員会も当然あるのでしょうか、行政サイドの情報を、例えば今ホームページ等で流れている行政の情報、防災情報も含めてですが、そういう情報を受け取れるような形にはなっているのでしょうか。それだけ確認します。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

基本的にはインターネットを閲覧できる状況になっていますので、町のホームページ等閲覧できるようにはなっております。

以上です。

○教育長（増川正志君） 補足させていただきます。

先ほど担当課のほうから森町の学校におけるICT教育は、少し管内でも他の町より一歩進んでいるということがありました。このことについては、皆さんに改めてお礼を申し上げたいのですけれども、森町で選んだ機能がWi-FiプラスLTEということで、これが非常に有効である。家庭のWi-Fi状況によらずに、子供たちが自分たちで通信環境を整えられるものですから、持ち帰りも早かったです。それから、校外学習に行って、そういった活用も非常に早く取り組むことができました。これは本当にありがたいことだというふうにして思っております。

さらに、教師の負担感も話されましたけれども、私どもも校長会等、またいろんな教員が集まる場所で申し上げるのは、ICTの授業を進めるのではないのだと。一番大事なのは教師の授業観であるし、授業が確かな構想を持った中でICTを入れないと、全くそれは効果ないことなのだよと。だから、校内のICTを活用した研修もいわゆる一つの授業の構想をしっかり立てて、この場面でQRコードに入っていくだとか、そういうツールとしてICTを活用するのだと。そこを履き違えて、ICTだけ前面にいくという教育は間違っているというふうにして指導しています。最終的にはこのICTがさらに教師、授業観と相まってくると、これは教師の負担軽減になっていくものだというふうにして考えてその辺進めていきます。

ただ、委員も指摘されたように子供たち、家庭の情報教育のモラル、これも非常に心配なところでもありますけれども、これについても今のところ大きなそういったトラブルだとかございませんので、これ以上またいろんな情報を集めながら、子供たち、家庭への情報教育のモラルは同時に進めていく課題だと思っております。

さらに、ICTが果たして学習効果はあるのかどうか、または健康被害はないのかどうか、これについてはいまだにまだ課題で、検証中でありますので、そういった全国的な動きや調査結果を基にどういったICTの活用が必要なのか、随時我々も研修深めて学校現場に情報提供していきたいというふうにして考えております。

以上です。

○委員（檀上美緒子君） 今教育長のお話聞いていて、その辺りが私一番危惧していた部分なのですが、1つはICT教育を進めようという姿勢はすごくあれなのですが、あくまでも教育課程というか、授業をつくっていく上での学校なり、担任の考え方というのが尊重されなければならないだろうと思うのです。何が何でもICTを使って教育しなければならないということではないと思うので、その辺りの教育課程編成に関わっての学校なり、担任の自主性というか、決定権というか、それはきちんと保障されなければならないものだろうと思っているのです。その辺りの確認を1点したいなということと、それと視力だとか体に対する影響というのはすごく心配な部分、とりわけ視力に関わって、画像を見るということが多いわけで、全国的な状況を鑑みながらということももちろんあれなのですが、森町としてそういう点での健康観察というか、健康診断というか、そういうものもこのICT教育を進めていく上で同時並行的にその部分についてもしっかり検査というか、観察していくということはするべきではないかなというふうにして思うのですが、その2点お願いします。

○教育長（増川正志君） まず、1点目のことについてお答えしますが、どの場面でどういうふうにしてICTを活用していくのかというのは、それは当然それぞれの教員の考え方にもよると思うのですが、もともとICT教育の推進は学習指導要領に示されていることでもありますので、こういった学習指導要領の遵守に基づいて、まずそこを基本にしていきながら、様々な学習場面で教師の活用状況があると思いますので、そちらのほうは尊重していきたいというふうにして考えております。

それから、子供たちの健康状況の把握ですが、これまで学校保健会と連携しながら、3年前にゲーム機器、または家庭の中でのICT機器によつてのその依存度等々については調査しております。それから、日常的に学校の保健室の活用状況、これも十分私も情報として持っております。近年の子供たちの保健室の活用状況を見ますと、やはり月曜日だとかになると前日にゲームだとかが長時間にわたっていて、または平日でも学年が上がってくるとかなり遅くまで、保護者さえ把握していないような時間帯にまでゲームに依存しているということもあって、熱が出たりだとか意欲が湧かないだとか眠いだとかと、そういう状況があって、把握して、養護教諭さんとしてもそういった状況を担任に返す、担任から家庭に返すというふうな細かな連携しながら日常的に健康調査もしていますし、そういった数年に1度は学校保健会等を通して子供の現状については十分把握していきたいというふうにして考えております。

以上です。

○委員長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（木村俊広君） なければ、ICT教育の現状についてを終わります。
説明員を交代します。暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○委員長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、社会教育課関係の調査事項を行います。

森町史跡鷲ノ木遺跡整備委員会の進捗状況についてを議題とします。

須藤社会教育課長より資料説明を求めます。

○社会教育課長（須藤智裕君） それでは、森町史跡鷲ノ木遺跡整備委員会の進捗状況についてを説明いたします。

資料のほうを御覧ください。1番目、鷲ノ木遺跡整備委員会の概要となります。史跡鷲ノ木遺跡の整備及び適切な保存と活用を行うため設置しております。令和2年度は、専門的知識、見識を有する5名を委嘱しており、史跡の一部の管理責任者である東日本高速道路株式会社北海道支社等、次に記載の3者をオブザーバーに加え、全2回開催し、鷲ノ木遺跡整備計画を主とした整備の計画について検討協議を行っております。

2番目、委員並びにオブザーバーの構成につきましては、記載のとおりとなっております。

3番目、委員会の開催状況となります。令和2年10月1日、2日に1回目の委員会を開催し、整備委員会、史跡鷲ノ木遺跡、森町発掘調査事務所の現地視察に加え、整備基本計画構成案と作成スケジュール案について、令和3年3月17日に2回目を開催し、第1回整備委員会の内容、整備基本計画案について、令和3年度事業内容について協議検討しております。

4番目、今後の予定についてですが、本年8月頃に3回目の開催、12月頃に4回目の開催を予定し、令和4年3月までに整備基本計画の策定を行っていく予定です。なお、第3回委員会と第4回委員会の間で整備基本計画について町民の方々から意見をいただこうと考えております。また、本整備委員会につきましては、整備計画策定に伴い委員会としての活動が終了するものではなく、史跡鷲ノ木遺跡の整備事業等の推進期間につきましては、必要に応じて随時開催する予定であります。

説明は以上でございます。

○委員長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○委員（伊藤 昇君） 何点か聞きたいと思っておりますけれども、今の説明の中で3回目と4回目の間に町民から意見を募るのだという話、具体的なこの内容というのはどうい

な内容で意見を募るのかというのが1つです。

それから、よくいろんな文書にでも鷲ノ木遺跡を世界遺産の追加登録を目指していくのだというような話で文書にも載ったりしているのですけれども、一回構成の資産から外された鷲ノ木遺跡が追加登録を目指していくのだと。そして、予算も縄文文化の遺跡の登録推進負担金13万3,000円とあるのです。これというのはなぜあるのか。まず、これ教えていただきたいなと思います。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

3回目と4回目の間の町民からの意見の内容ということでしたが、そちらにつきましては今後策定する整備計画予定案の部分について意見を伺っていきたいというふうに考えております。

あと、先ほどの予算の部分については、担当係長のほうから説明させていただきます。

○社会教育課文化財保護係長（高橋 毅君） 先ほどご質問ありました負担金のほうについてご説明いたします。

こちらの負担金につきましては、追加登録の検討と併せて、関連資産というふうに平成27年になりまして、そこから追加登録の検討も含めたことを進めていくと併せまして、保存と活用については協議会で関連資産も含めて事業を進めていくということになりまして、そうした部分の保存活用の協議会、そうしたものに対する費用、そして活用のパンフレットの作成ですとかそうしたものに対する費用として負担金を支出しております。

以上になります。

○委員（伊藤 昇君） まず、その意見を募るといのが何か整備計画についてとこれに書いているとおりのお話だけしかなくて、整備して何かをしたいのか、整備するだけの町民の意見を聞くのか、そのままにしておいてほしいとか、それに付随した何かをしてほしいという整備計画なのか、それといのは何か具体的な考え方がない中でこの文章だけが出てきたということなののでしょうか。というのが1つです。

それから、追加登録の話ですけれども、もともと構成資産になっていたものがなくなって、トンネルの上にあるとかそういうことなのかなと思うのですけれども、それまでずっと一緒に青森県ですとかいろんな東北の県等を含めて一緒にやってきたわけです。それで、鷲ノ木を外して今登録になるかという話だと思うのですけれども、ただこの間テレビでちょっと見たのですが、本州の環状列石あります。真ん中に道路が走っている。構造物があるわけです。両方にストーンサークルがあるのだというものがあります。それがよくて、鷲ノ木遺跡が今回外されて、そして追加登録を目指すのだと。この委員長さんというのは、もともと北海道の職員の方だと思うのです。もともとこの鷲ノ木遺跡を発掘したときからのご担当の方だと私は思っているのですが、その方のご意見というのは追加登録にできるというような感じで考えられているのでしょうか。そこをお願いします。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、1つ目の町民からの意見の募集の中身ということだったかと思うのですけれども、

その部分につきましては、具体的にどういう内容で聞くかという部分を含めまして策定委員会の中で検討する項目となっております。

あと、世界遺産への追加登録の部分なのですが、そこにつきましては世界遺産追加登録を視野に今後も一体的な保存、活用について検討を継続していくということでお話をしておりますので、現時点で可能性がないということではないというふうにこちらとしては考えてございます。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 説明が同じ説明しかないので、あくまでも素案つくっているのは社会教育課でつくっているわけですよ、この整備計画というのは、まず。それに対して委員の皆さんのご意見を頂戴するのだと。そして、町民の意見をもらう。ということは、素案が大体あるわけです。それを何を町民から意見を聴取するかというのは、その会議やったときに社会教育のほうでご提案するのではないのですか、これ。それが内容が分からなくて、町民からただ意見を募る作業をするのだという、これでは何かちょっとおかしいのではないのかなという気がします。

それから、先ほどの答弁が全然いただいていないのですけれども、その委員長さん、もともと鷺ノ木環状列石、高速道路の上にあったのからいらっしゃる方だというふうに思うのですということでしたので、そうだったのかどうかと、北海道の職員だったのかどうかということもまず教えてもらっていない。そこを教えてもらってからでないと話できないのです。

○社会教育課長（須藤智裕君） すみません。失礼しました。今の委員長の元北海道職員かどうかという部分について回答が漏れておりました。申し訳ございませんでした。

この委員長につきましては、伊藤委員言われたとおり、北海道職員でした。今現在は、北海道埋蔵文化財センターの理事長となっております。

あと、意見の募集の部分についてなのですが、今後の活用の仕方とかも含めまして、そういうところで意見をいただければということで意見募集はしたいなというふうに考えております。

○委員（伊藤 昇君） まだ漏れているのですけれども。関わっていた方でしょうかと私聞いているのです。鷺ノ木環状列石のときに発掘からのときに関わっている方ですかという話を聞いているのですが。

○社会教育課長（須藤智裕君） すみません。失礼しました。関わっている方です。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） そうしますと、全て分かっているわけです。世界遺産目指しましょうというふうに言っていた方なわけです。保存の仕方から何からいろいろご指導もいただきながら社会教育でされてきたと私は思っているのです。文化庁も来ていました。オブザーバーで文化庁も入っているのです。これで今の状況でいきまして世界遺産登録みんななりましたと。追加登録になるという可能性、これ大だと思ってこういうふうにしてやっ

ているのか、その辺り聞きたいなと思うのです。どういう話をされているのか。文化庁の方もオブザーバーで入っているし、北海道の方も入っているし、前担当だった方が委員長にまでなっているのです。それで、今後の追加登録目指すという考え方が本当に現実味があるのかどうか、その辺りお聞きしたいと思います。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

今の世界遺産への追加登録の関係でございます。委員会の進捗状況とは異なる部分かなとは思いますが、重複する部分もあるかと思しますので、その委員会の中でそういうお話が出てくる場合もございます。委員会の中で追加登録に向けてこの後調査検討というのを引き続きするわけですが、今の時点ではっきりとももちろん追加登録になるというふうに決まっているものではございませんが、私たちとしましても追加登録に向けて進めていきたいと思っておりますし、そのところは委員長を含めそういうところで意識の共有は図られているかと思っておりますので、そこに向けて進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 今回の課長のご説明で、整備委員会の話ですから追加登録でないという話しでしたがけれども、予算を私聞いたときに追加登録の費用だと言いましたよね、さっき。入っていますよと、負担金。ということは、これ追加登録目指しているから負担金出しているのではないですか。私の言っているのがおかしいのだろうか。そういう話をされたから私聞いているわけです。そのところだけ、あとはあれですけども、そこだけちょっと整理してもらえませんか。

○社会教育課文化財保護係長（高橋 毅君） お答えします。

追加登録について今後検討する場合に当たりまして、推進本部等の中で検討が進められていくこととなりますので、そうした会議、保存活用協議会といったものありまして、そうした会議への負担金として負担金を支払っておりますので、今後追加登録についての検討というのもその中で諮られていくというようなこととなります。

○委員長（木村俊広君） そのためにその支出するということでもいいのだね。

○委員（檀上美緒子君） 今の話ちょっと私よく分からなくてあれなのですけれども、結局今ここで出されている進捗状況というのは整備委員会の話ですよ。負担金というのは、この整備委員会とは別ですよ。追加登録を目指していく目的ではないですね、この整備委員会は。整備委員会は、あくまでも整備計画をつくと、それが主たる目的になるというふうな解釈でよろしいですか、整理としては。だから、世界遺産の部分と分けてきちんと考えなければならないかなというふうにして思って聞いていたのですけれども。

○委員長（木村俊広君） それも含めてではないかと俺は思っていたのだけれども。

○委員（檀上美緒子君） 整備委員会は、それも含めて推進するということなのですか。追加登録を求めていく計画も推進もやっていくのが整備委員会なの。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

もちろん整備に関する計画を今つくっているところですが、その追加登録に向けての部分というのも含めて一体的に検討が必要となる部分ですので、含めてといいますか、一体的なものかというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 幾つか気になるところが。伊藤委員のほうから話が出ていた部分でもあるのだけれども、一番下の3回と4回の委員会開催の間に町民の意見を募る作業についても整備委員会で検討を進めると。これというのは、まず1つ分からないのは、町民の意見を聞くというのはこの8月頃開催する3回と4回の委員会の12月頃と書いてあるやつこの4か月、5か月の間に町民から意見を募るという意味なのですか。とすれば、したらこれ実際にそれ整備するといったらもうできている段階で、町民の意見を聞くというのはアリバイでしかないですよ。どこにもこの委員会で作成するものに反映されるべき時間なんてないのではないですか。こんなのありなのだろうか。そして、聞く中身は一体何なのですか。それもこの検討委員会で検討すると書いているわけです。そんなのあるのですか。何を聞くのですか。具体的にそういう原案は、アンケートならアンケートのあれというのはできているのですか。どうなのでしょう。

（何事か言う者あり）

○委員長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○委員長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

整備計画につきましては、もちろんたたき台というものはございまして、その内容について今整備委員会のほうで中身の検討、もしくは修正なりというところで進めさせていただいております。

あと、町民の方に聞く部分ということなのですが、その部分につきましても今後の活用に向けた取組ですとか、そういうところで意見を聞かせていただきたいというふうに考えております。詳細な聞く項目等につきましては、委員会の中でそこは検討させていただく部分というふうに考えてございます。

3回目と4回目の間で、どの時点で反映させるのだということもおっしゃっていられたかと思いますが、3回目終わった段階でその後町民の方からお聞きした内容を加味できる、できないというところを含めまして4回目の整備委員会の中でその辺加えるなり、修正なりという形で、加味できるところは加味してという形で策定のほうにつなげていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） どうも話聞いていると、全部この委員会で決めるのですよね。今の話だと、4回目の話で検討して、その中で意見を聞いてつくると言って、4回目の委員会で何を決められるのですか。町民の意見を聞いて、どこに反映する場所があるのですか。さらに、原案が出て、それを普通はパブリックコメントなり求めるわけです。そういう場さえも設定するつもりはないのですか。

そして、今さら言うのもおかしい話かもしれないのだけれども、構成委員の中というのは、これ考古学の専門家ばかりです。本来であれば観光という面が、どうしてもその視点が必要なはずなのです。どこの町も、三内にしてもそうですけれども、そのタイアップする形で進めていくのです。そういう構想というのはこの中で出てこないですよ。どうやってこの遺跡を活用していくとかという案というのは、観光の面の視点がない限りできないはずだと私は思うのですが、今後それを町民の意見を酌み取る形でやるという意味なのだろうか。それは不可能ですよ。専門家ではないです、町民は。だから、この最初の去年の1回、2回目の委員会何やっていたのですか、その間に。ただ開催したというだけなのですか。何も生まれていないですよ、この1年。この3回目、4回目の今年の中で全部やろうとしている。本当にこれできちっとした鷲ノ木遺跡の整備計画というのできるのだろうか。時間的に足りないのではないですか。町民の意見をこれから聞くのです。その何を聞くかも決まっていけないのではないですか、今の話だと。だから、そういう資料を一切出さないで、この委員会に出さないで、もし原案みたいなものがあるのなら出すべきだと私は思います。それもないわけでしょう。先ほどあるという言い方をしたときもあるけれども、どうなのでしょう。

（何事か言う者あり）

○委員長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○委員長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、観光分野の方が必要ではないかというふうに言われていた部分についてなのですが、もちろん最終的にはそのように観光分野といいますか、たくさんの方に来ていただく場所といいますか、遺跡といいますか、そちらのほうにというところで、そういう思いはありますが、まずその前に雨、風だとかというところの、日光なりというところで劣化しないようにということで保存整備がまず先に必要だと考えておまして、そちらのほうを今重点的に進めているところでございます。もちろん最終的にたくさんの方に来ていただきたいというところではございますので、その前にまず保存整備というところで進めたいということで、ただ切り離すことはできないですので、そこも含めて整備委員会の中でや

らせていただいている状況でございます。

あと、先ほどの町民の方からの意見募集というところなのですが、先ほどと同じ回答とはなりますが、3回目終わった段階で原案といいますか、そういうところで今後の活用方法だとかそういうところに関しまして、細かいところはこの後整備委員会でというふうにはなりますが、活用だとかそういうところに向けての方法というところで意見を聞かせていただいて、反映できるところは反映していきたいというふうにご考えております。

以上です。

○委員（松田兼宗君） だから、そんな時間ないのではないですか。この最初の概要のところを書いてあるのは、遺跡の整備及び適切な保存と活用を行うためと書いているのです。今の話だと保存だけではないですか、今やっているの。活用のことって一つも話されていないのですか、去年1回、2回目。これ会議録とかありますよね、当然。会議録出してください。何を話されているのですか。何をやっているのですか。何もやっていないというふうにしかならないです、今の話聞いていると。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

その計画のたたき台となるものにつきましてももちろん今後に向けた活用というのは含まれておりまして、順番に計画の中身をやっていっているものですから、活用のところまで進んでいないと言われれば直接的なものはない、進んでいない部分があるかとは思いますが。ただ、あくまでも保存をして、それを見せれる状況だとかというところにつなげていかないと今後の活用にもつながらない部分になるかと思っておりますので、まずはしっかりと見ていただくというところを目指してやっていきたいというふうにご考えてございます。

それで、先ほど時間がないのではないかとされていた部分なのですが、意見聞いたものを反映させるということで、決して時間がない、間に合わないというようなことにはならないのかなというふうにはこちらとしては考えて、今進めさせていただいております。

以上です。

○教育長（増川正志君） 今整備委員会においてその保存、まずどう保存するのだと。例えば石が劣化していかないかと、どの程度で劣化していくのかだとか、ひび割れどうするのだとか、または陥没も表面にありますので、どのぐらい水が浸透しているのだとか、それを防ぐにはどうしたらいいのだとか、そういうことを今積み上げていました。やはり喫緊の課題として、この列石をどう見せるのか。今シートで保護していますけれども、これだと全く伝わらない。では、透明なシートがいいのかどうか。これだとまた景観が失われるのだとか、まず石をどう保存するのが喫緊の課題。そこを整備すると、今度は公開、活用というふうな段階をして、今整備のほうでは喫緊の課題、短期の課題、中期の課題というふうにして絞りながら、どうやって常時公開できるのかだとか、そういった方向について今議論を進めているところであります。そういった過程の中で広く町民の方はどう考えているのか、そういう活用についてどう考えているのかについて意見を伺って、第4回でさらにもんでいただいて、具体的なほうに反映させていきたいというふうにして考えて、

その辺も委員長、副委員長とも十分詰めながら、これから今年度の会議について十分進めていきたいと思えます。先日も文化庁から調査官見えたときにも委員長も来町して、または北海道教育庁の文化財の担当者も来て、そういったところも含めて今後どうするのかと詰めておりますので、ぜひその辺は、先ほども言いましたけれども、もどかしく見えるのですけれども、希有なこのストーンサークルの形態、生のままの形態、これをどうするかというのは本当に今までない事例ですので、十分検討を進めていきたいと思えます。そしてまた、こういった知見のある方々のご意見ですので、そういったところからも指導いただきながら進めていきたいというふうにして考えているところがあります。

委員おっしゃる議事録については、概要版出ておりますので、必要であればお届けいたします。

以上であります。

○委員（松田兼宗君） 時間だと思うので、確認だけ。今議事録のほうは概要版よろしくをお願いします。

それと、確認なのですが、町民の意見を聞く場合にパブリックコメントってやるつもりがあるのですか。それだけお答えしてください。というのは、森町の町民の中には相当この部分に関心持っている人がいるのです。それなりに考古学的な知見も含めて持っている人は結構いるはずなんです。その人たちは、関心持って今回の委員会の結果がどうなるかと思っているはずなんです。その人たちの意見を聞くというのは、やはりパブリックコメントが一番適切だと思うので、その辺やるかどうかだけ確認して終わります。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

その意見の聞き方、パブリックコメントということなのですが、パブリックコメントという表現になるかどうかはちょっと別としまして、お示しできるものを紙なりなんなりというところで見せて、それに対する意見募集ということで行っていききたいというふうに現時点で考えております。

以上です。

（「やるの、やらないの」の声あり）

○社会教育課長（須藤智裕君） やる予定でおります。

○委員（堀合哲哉君） 副町長いらっしゃるので、ちょっと町の考え方としてお聞きしたいのですが、先ほど同僚委員の質問の中に観光という言葉が出たのです。鷲ノ木遺跡を観光目的利用という、そこの部分で町として、行政としてそういう観光利用というのは頭の隅っこにもあるのでしょうか。それだけお聞きしたいなど。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

まずはこの整備委員会の中で保存について検討なされているということで、その中でこれからの活用方法についてもお示ししていただけるということになりますので、それを基に今後どうしていくかということは今後検討していく事項だというふうに考えております。

以上です。

○委員長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（木村俊広君） なければ、森町史跡鷲ノ木遺跡整備委員会の進捗状況についての質疑を終わります。

◎閉会の宣告

○委員長（木村俊広君） 以上で本日の会議日程は全て終わりました。

会議を閉じます。

民生文教常任委員会はこれで閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時04分